

問Ⅴ－４－⑧（遊休財産額）

控除対象財産のうち、２号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）とした金融資産は、取り崩すことができないのでしょうか。

答

- 1 ２号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）に該当する金融資産については、原則として、これを取り崩すことなく、その果実を継続的に収益事業等や法人管理の財源に充てることを目的として保有すべきものであると考えられます。

（注１） こうした２号財産の基本的性格に鑑み、２号財産のうち金融資産に該当するものは、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上することとされています（ガイドラインⅠ－８．（２））。

（注２） 管理業務に充てる実態がないことが明らかな場合には、２号財産とは認められず、遊休財産とみなされることもあり得ます。

- 2 しかし、２号財産に該当する金融資産は、管理業務に充てるために合理的な範囲内で計上されるものである（ガイドラインⅠ－８．（２））ため、経営環境の変化等により、管理費等の財源が不足する場合には、例外的に取り崩して使用することも可能です。その場合は、定款等の内部規程に従い、理事会、社員総会、評議員会等の機関決定が必要です。なお、取崩し後の法人の経理的基礎を確認するため、以降の事業計画や財務の見通しについて御説明いただく場合があります。